人権週間

12月4日～10日まで

12月4日から10日までの1週間は「人権週間」です。

今年は、「人権の共存」「部落差別の解消」「婦人の地位向上」を中心に、基本的人権の思想普及、人権意識の高揚を呼びかけるなどの運動が展開されます。

人権週間を機会に、身の回りで人権を侵したり侵されたりしていないかを見直し、これは人権問題ではないかと思ったり、法律上どのようになるのかわからないで困ったときは、次の人権擁護委員の自宅や法務局の相談所、毎月20日の人権相談（社会福祉センター）においでください。

人権擁護委員は次のみなさんです。

島本直治（亀岩）山崎喜一（下末松）佐竹安意（黒滝）岡本花美（亀岩）浜田弥芳（前浜）

母子家庭 医療費を一部助成

いますぐ申請してください

母子家庭のお母さんや子供さんが入院したときの医療費の一部を助成しようという『母子家庭医療費助成制度』が、今年の七月から県下的に行われています。

これは、母子家庭の母と児童の入院にかかる医療費で、社会保険などにより給付を受けたものを除く個人負担分を、県と市が負担しようというものです。

支給の対象者は、住所が南国市内にある母子家庭の母と児童であって、国民健康保険や健康保険などの各種健康保険により医療の給付を受けている、所得税が課せられていない人で、次のいずれかに該当する人です。なお、生活保護をうけている人は除かれます。

(1)母子家庭の母とその母が現に監護し、生計を維持している十八歳未満の児童。

(2)祖母と孫、または姉と弟妹からなる家庭であって、市長が(1)の母子家庭に準ずると認める家庭の祖母と孫、または姉と弟妹。

(3)父母のない児童。

以上のような内容で、七月一日号の広報でお知らせしましたが、まだかなりの方が申請されていないようです。

対象者は、市民課給付係に申請して母子家庭医療費受給者証の交付を受けてください。くわしくは係までおたずねください。

☎(3)2111（内線132）

市民課給付係

選挙管理委員会より

今回の選挙でこんなことが変りました。

候補者は、選挙運動用ビラが配れることになりました。候補者一人につき二種類以内で、あわせて十万枚以内。ビラには県選管の証紙がはられています。

配り方は次の五つの方法に限られています。

①新聞折込み②選挙事務所内③街頭演説の場所④個人演説会の会場入口（会場内を除く）

特に新聞折込みは、いつ、どの地域に、どの新聞を使って折り込むかは、候補者が自由に選んで行われます。政党の機関紙の号外は選挙期間中、配れなくなりました。

郵便 年末の郵便・荷物発送

年賀状は十二月十五日から取り扱いをはじめます。元旦におとどけするためには、おそくとも十二月二十日までにお出しください。

また、年の暮れには鉄道や郵便を利用して荷物の発送が多くなります。荷物を送るときは十二月十五日までに送るようにしましょう。荷造りは途中荷くずれのないようにしっかりと、そして荷札や届先の住所も正しく書いてください。

南国郵便局・国鉄後免駅

募集 身体障害者更生指導所

県立身体障害者更生指導所が入所生を募集しています。この指導所は、手足の不自由な人の更生に必要な職業指導や医学的更生指導、生活指導を行う施設です。

▼場所・高知市朝倉若草町

▼募集人員・「洋服科」「洋裁科」「編物科」「自転車・軽モーター修理組立科」の四科であわせて三十人。入所期間は一年です。

▼募集期間・五十二年二月末日まで。五十二年四月中旬に入所。

▼応募資格・身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由者で満十五歳以上の人。伝染性の病気がなく団体生活に支障のない人。

▼入所経費・食費として月額約一万四千円程度。なお、生活保護受給者および世帯の収入の少ない人は免除されます。

入所後はそなえつけの寮に入寮しなければなりません。また、入所生の特典として、宿舎費・授業料の無料や訓練手当の支給、職場斡旋、就職仕度金の支給などがあります。

入所手続きなどくわしいことは福祉事務所社会係までおたずねください。

福祉事務所社会係

相談 自動車交通事故相談

自動車による交通事故のご相談はご遠慮なくどうぞ、と自動車保険請求相談センターが無料相談を行っています。交通事故でお困りの方はお気軽にご相談下さい。専門の相談員が親身になってご相談に応じます。平日は午前九時半から午後四時半までです。

お金の取扱いに気をつけよう

あわただしい年の瀬となり、人の気持ちもおちつかない季節になりました。

年末は一年中で「現金」が一番動く時期で、現金を狙う〝ドロボウ〟が多くなります。お金の取扱いには十分気をつけて、被害にあわないよう注意してください。

◎必要以外の現金は、できるだけ家に置かないようにしましょう。

◎預金通帳などは印鑑と別々に保管しましょう。

◎外出するときは、わずかの時間でも戸締りをガッチリとしましょう。

◎家を留守にするときは、隣近所へ「一声」かけておきましょう。

◎混雑する場所では「すり」や「ひったくり」などの被害にあわないように注意しましょう。

南国警察署

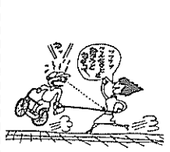

五十一年度 文化祭を省りみて（舞台部門について）

文化推進協議会副会長　島村辰彦

第三回南国市文化祭を目標に、各部門の会員の方々は毎日の忙しい仕事のあい間をさき、技を磨き芸を練ってこられ、そうした一年間の成果を展示に、舞台にと心ゆくまで発表されたことと思います。

幸にして好天にも恵まれ、この上もない良い文化の祭典でした。

特に十一月三日は、春野町、高知市、伊野町、土佐山田町、野市町、南国市の六市町による交流文化共演大会が盛大に実施できました。このことは、当市の会員及び参加市町の会員の皆様方の熱意ある演技をご披露していただき、また終了後に一同に会して親しく語りあうことができ、特筆すべき収獲であったと思っております。

来年度の抱負としては、本年度の反省の上に立ってますます文化の向上と推進に努力したいと思います。また、反省事項として、今一段と考えなければならない事は文推協本来の目的である次の四つの項目ではないかと思います。

①それぞれの部門を通じて文化の向上を図り、情操を高め、人間関係の断絶を解消して、明るい文化社会の推進に努力する。

②文化的な民芸品の展示発表

③南国市に古くから伝わる文化芸能の発掘と継承

④日頃、市民の方々が研鑽修得されている芸能及び作品を広範囲に収集して発表する

以上、二、三、四の項目では予算がともなう事業であり、予算の裏付けも考え、行政からの援助も合わせて実施しなければなりません。第一項目については、技術の向上を図る事はもちろんですが、人間関係の融和と相互扶助の精神、そういう事を時に考えてみたいと思います。

各人が一年間を通じて研鑽し、苦心して修得した芸術を発表する、その一日をできるだけ多くの方々に観賞し批判していただくことに、自らの喜びを感ずることでありましょう。そして、その道を同じくする者同志の芸を観賞するとともに、芸道の苦しみと喜びを語りあい、共に語りあうことにより融和と向上がありはしないでしょうか。

残念ながら本年も、自分の出演時間前に来て、出演が終ればそそくさと帰られた方が多かったように思います。現在の社会情勢がそうであるように個人個人が非常に多忙な毎日ということは事実ですが、せめて一年に一日だけでも文化祭の日には芸道を志す者として、お互いに語り合い楽しみ合う、ゆとりある時間を持ちたいものです。

そのことにより、文推協本来の目的である文化の向上を図り、情操を高めて、明るい文化社会の推進という使命が達成されるのではないかと思います。

文推協の仕事は行政が行うものでもなく、また幹部役員のみが実行することでもありません。市民の一人ひとりが努力することが文化向上を推進するものであるという理念を再認識して、来年度の文化祭の方向としたいと思います。

（土曜日は休み）

社団法人　日本損害保険協会
自動車保険請求相談センター

高知市北本町2－7－12
住友生命駅前ビル六階
☎〇八八㊸九六六七

貯金 ㊥手続をお忘れなく

郵便局ではただいま、昭和四十九年九月二十三日以前に預けられた定額貯金の利息が有利になる『㊥手続』を取り扱っています。

なお、この手続きは昭和五十二年一月十三日までとなっています。お忘れのないようお近くの郵便局に「定額貯金証書」をお持ちください。

南国郵便局